

北見工業大学論文集「人間科学研究」に関する内規

(令和 5 年 6 月 6 日制定)

改正 令和 7 年 3 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、北見工業大学（以下「本学」という。）において刊行する論文集「人間科学研究」（以下「論文集」という。）に関し必要な事項を定める。

(編集及び刊行)

第 2 条 論文集の編集及び刊行は、学術情報委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 論文集の刊行は年 1 回とし、北見工業大学学術機関リポジトリに登録し、インターネットで公開するものとする。

(内容)

第 3 条 論文集の内容は、投稿論文、依頼論文、書評、ノート、資料等とし、委員会が投稿論文、依頼論文、その他に区分する。

(投稿資格)

第 4 条 論文集に投稿できる者は、本学教員及び委員会が認めた者とする。

(筆頭著者)

第 5 条 論文集に投稿できる論文は、単著又は投稿者が筆頭著者である共著とする。

(投稿基準)

第 6 条 投稿論文は未発表のものとする。ただし、既に口頭で発表し、その旨を明記してある場合は審査の対象とする。

(投稿論文の作成及び投稿)

第 7 条 投稿論文は、別に定める投稿要領に基づき作成するものとする。

2 投稿論文は、委員会へ提出するものとする。

(掲載の可否)

第 8 条 投稿論文の掲載可否は、委員会が依頼する学外者の査読の結果を踏まえ、委員会が決定する。

2 投稿論文以外の掲載可否は、委員会が依頼する審査会の審査の結果を踏まえ、委員会が決定する。

(校正)

第 9 条 投稿論文の校正は、査読後を含め 2 校までとする。なお、2 校目は植字の誤りととどめ、内容に関する訂正加筆は認めない。

(経費)

第 10 条 投稿論文の経費は、受益者負担とする。

(著作権)

第 11 条 論文集に掲載された著作物の著作権は、委員会に帰属する。なお、委員会は投稿論文を電子化し、学内外に公開することができる。公開におけるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスは「表示-非営利-改変禁止 4.0 国際 (CC BY-NC-ND 4.0) ライセンス及びその後継版」とする。

2 掲載論文等の執筆者は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の提供を受ける者から料金を受けない場合には、自著の掲載論文等を委員会の許諾なしに複製し、印刷媒体・電

子媒体等で配布・公開することができる。その場合は、論文集の誌名、巻号、発行年等の出典及び著作権者名を明記すること。

- 3 掲載論文等の執筆者は、自著の掲載論文等の全部又は一部を原文のまま又は一部改変して他の著作物に転載することができる。その場合は、論文集の誌名、巻号、発行年等の出典及び著作権者名を明記すると共に事前に文書で委員会に届け出ること。

(事務)

第 12 条 論文集の編集発行に関する事務は、情報図書課が行う。

(雑則)

第 13 条 この内規に定めるもののほか、論文集に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和 5 年 6 月 6 日から施行する。
- 2 北見工業大学論文集「人間科学研究」投稿等に関する内規(平成 16 年 6 月 24 日制定)は、廃止する。

附 則 (令和 7 年 3 月 4 日)

この内規は、令和 7 年 3 月 4 日から施行する。